

第761回

東京都青少年健全育成審議会

議事録

※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

日 時：令和7年8月4日（月曜日）

【出席委員】

飯塚 美紀子 委員
天日 隆彦 委員
渡瀬 昌彦 委員
石川 知春 委員
伊藤 廣幸 委員
加藤 美恵子 委員
山下 陽枝 委員
関口 哲也 委員
柳川 雅彦 委員
稻澤 裕子 委員
佐久間 和美 委員
矢ノ目 真展 委員
藤木 裕一 委員
馬神 祥子 委員
榎本 光宏 委員
高島 由紀子 委員

【事務局】

若年支援事業担当部長 村上 章
若年支援事業課長 山本 理

(午後 3 時 30 分開会)

○若年支援事業課長 本日の傍聴人でございますが、報道関係者は 0 人、傍聴人は 3 人、内、オンラインによる傍聴は 0 人となっております。まもなく傍聴人が入ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

(傍聴人入室)

○若年支援事業課長 それでは審議会を始めさせていただきます。

初めに、先の東京都議会議員選挙に伴いまして、第 3 号委員のうち、東京都議会議員の各委員から 7 月 22 日付けで辞任願いが提出されましたので、同日付けで委員を解嘱しております。新しい委員の方は、8 月下旬から 9 月上旬頃に都議会から御推薦いただく予定となっております。

現在、御出席いただいている委員の方は 16 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

それでは会長、議事進行をお願い致します。

○会長 ただいまから「第 761 回東京都青少年健全育成審議会」を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

それでは、議事の 2 「条例に基づく事務の施行経過」について、事務局から説明をお願いします。

○若年支援事業課長 「条例に基づく事務の施行経過」について、御説明いたします。

まず、「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページを御覧いただきたいと存じます。前回の審議会以降の 5 月 12 日から 8 月 3 日までに実施いたしました、本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。前回審議会の御意見を踏まえまして、1 誌を 8 条指定図書類とすることを決定いたしました。5 月 15 日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、5 月 16 日に告示いたしました。また、青少年やその保護者等を対象

に、「ファミリ e ルール講座」を合計 418 回開催致しました。また、7月 2 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、事務局が諮問を検討していた図書類に関する御意見をいただきました。

2 ページ及び 3 ページを御覧ください。過去 1 年間における条例の適用状況をお示ししております。2 ページには、過去 1 年間の 8 条指定図書類の指定実績を、3 ページには、過去 1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

続きまして、4 ページから 6 ページを御覧いただきたいと存じます。こちらは都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の 5 月から 7 月分の活動状況でございます。7 月までに委嘱しております協力員は 682 名となっております。5 月の活動者数は 31 名、調査店舗数は 109 店舗でございました。

6 月の活動者数は 42 名、調査店舗数は 184 店舗でございました。7 月の活動者数は、17 名、調査店舗数は 84 店舗でございました。確認する図書類は、

「8 条指定図書類」、「成人向け」等の成人マーク付きの図書類である「表示図書類」、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の「類似図書類」の 3 種類となっております。

この 3 種類の図書類について協力員の調査結果を、それぞれ表に示しています。5 月及び 6 月におきましては、8 条指定図書類、表示図書類、類似図書類及び、青少年への販売等を制限する制限掲示等、制限掲示について、問題のある店舗はございませんでした。7 月におきましては、表示図書類につきまして、包装がされていない店舗が 1 店舗ございました。なお、8 条指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

7 ページからは、都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。7 ページには 5 月分、8 ページには 6 月分、9 ページには 7 月分の実施状況をそれぞれ記載してございます。5 月分でございますが、一番目の表、書店等への立入調査では、表示図書、表示図書類の取扱い不適切な店舗が 1 店舗ございました。三番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態

調査では、青少年制限掲示がされていない店舗が1店舗ございました。6月分でございますが、一番目の表、書店等への立入調査では、表示図書類の取扱い不適切な店舗が1店舗ございました。三番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、青少年制限掲示がされていない店舗が1店舗、青少年のPC利用時のフィルタリングが導入されていない店舗が1店舗ございました。7月分でございますが、一番目の表、書店等への立入調査では、表示図書類の取扱い不適切な店舗が1店舗ございました。三番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、青少年制限掲示がされていない店舗が1店舗ございました。問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

続きまして、10ページから12ページを御覧いただきたいと存じます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況でございます。5月、6月及び7月につきましては、設置箇所数及び設置台数の変動はございません。自動販売機立入調査については、5月、6月及び7月は実施しておりません。

事務の施行経過については、以上でございます。

○会長 御説明ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問等ございますか。

それでは、御質問がございませんので調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、優良映画の推奨についての諮問でございます。よろしくお願ひいたします。調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方は、この段階で御退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援事業課長 それでは、本日の諮問事項につきまして御説明いたします。皆様のお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料に沿って御説明いたします。

「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1ページを御覧いただきたいと存じます。優良映画等の推奨に関する条例等を記載しております。条例施行規則の第2条、1号～6号のいずれかに該当するものであると、推奨することとなります。

資料2ページを御覧いただきたいと存じます。諮問第1198号でございます。今回は1作品を諮問いたします。作品名は『パトリックとクジラ 6000日の絆』、製作者名は記載の通りでございます。令和7年8月29日から、新宿武蔵野館他での公開を予定しております。

4ページを御覧いただきたいと存じます。『パトリックとクジラ 6000日の絆』の申請内容でございます。「対象区分」は小学生高学年、中学生、及び高校生、「推奨にふさわしい理由」は記載の通りでございます。また、「青少年の健全な育成に有益とする」該当項目としては、第2号「青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つもの」、第3号「青少年の人を慈しみ、大切にする心を育てるもの」、第4号「青少年の美しいものに対する感性を磨き、育てるもの」、第5号「青少年の思考力、批判力又は観察力を養うもの」という申請内容でございます。

5ページを御覧いただきたいと存じます。こちらは事務局の案でございます。事務局の案といたしましては、条例施行規則第2条の推奨基準に照らしまして、ページ下段にございます通り、「該当項目」は第2号、第3号、第4号、第5号、対象区分は、青少年、主として小学生高学年、中学生、高校生を健全に育成する上で有益であると認め、小学生高学年、中学生、高校生を対象に推奨を行うことといたしました。

説明は以上になります。

○会長 ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問等はございますか。

それでは、条例施行規則に基づき青少年に優良な映画としての推奨に賛成、あるいは反対、また、対象区分につきましても、事務局の案についてあわせての御評価をそれぞれお聞かせください。

それではまず、H委員、お願ひいたします。

○H委員 推奨に賛成でお願ひいたします。この作品ですが、見る前には、海の映像やクジラの映像は美しいだろうが、美しいだけで、中身、ストーリーはそんなに期待できないのかなと思いましたが、実際見てみると、予想は見事に外れまして、絆をとても大切にするマッコウクジラの神秘的な姿には心打たれました。そしてまた、クジラ一筋 20 年の水中カメラマン、パトリックのクジラとのふれあい方も想像以上で、また、パトリックの姿を追いかけて撮影したカメラワークや、ドローン映像等の美しさにも圧倒されました。堅苦しいドキュメンタリー作品とは違いまして、子供たちが見ても飽きることなくスクリーンに惹きつけられるような作品だと思いますし、生命の神秘や、人間が自然や生物たちとどのように共生していくかを考えさせられるとても良い作品だと思いました。対象区分、該当項目ともに事務局案でよろしいかと思います。以上です。

○会長 F 委員、お願いします。

○F 委員 まず私としては推奨したいと思っております。この作品は、当然のことながら、マッコウクジラの生態等は、今回見るのが初めての機会でして、圧倒されっぱなしでした。パトリックと、長期に渡って接することによってお互いの信頼感的なものも垣間見ることができ、自然界でのいろいろな状況の中でもやはり均衡という部分も一緒に感じられたことで、非常に良かったと思いました。少し気になったのは、字幕だったため、吹き替えであれば、クジラや海の中の映像をもっと注視できたのかなというように思っております。事務局

の案の通りでよろしいかと思います。以上です。

○会長 高島委員、お願いします。

○高島委員 推奨に値する映画だと思いました。この映像の美しさ、それから、知られざるクジラの生態、本当に是非大きなスクリーンで見てみたいと感じました。主人公がクジラと交流する中で、本当に様々なことに気づいていきます。クジラ同士の絆は人間同士の絆よりも強いことに気づいたり、クジラの役に立つと、役に立つための行動だと思っていたものが、相手からはこれはやめてほしいことだということに気づいたりします。そのような青少年の育成に必要な気づきがたくさん盛り込まれていたと思います。是非、子供達に見てもらいたい映画だと思いました。対象区分や該当項目は事務局案で良いと思います。以上です。

○会長 A委員、お願いします。

○A委員 雄大な海の美しさと、クジラたちの魅力に溢れる映像を体感できるということと、主人公のクジラへの愛情をとおしまして、生命の尊さや自然を愛する心を育むことができる映画として、推奨に賛成をいたします。推奨の基準と対象区分については、事務局案でよろしいと思います。以上でございます。

○会長 B委員、お願いします。

○B委員 人間とクジラの珍しい、こういった知られざるクジラの生態、そして海の映像に大変感動して、大人も学生も一緒に見ていただきたい作品だと思いました。パトリックと小さな目をしたクジラの交流が映し出されて非常に微笑ましい箇所が多く、ハラハラしたり、または、ほっとしたり、大変良い作品だと思います。大いに推奨したいと思います。事務局案で良いと思います。以上です。

○会長 矢ノ目委員、お願いします。

○矢ノ目委員 パトリック自身の好奇心や興味があるものに忍耐強く関わり、

なぜクジラが例えば集団で座礁するのか等、疑問に思ったことを問い合わせ続けて、再発防止等の改善に向けて調査をするという姿勢が見ていて伝わりました。クジラの集団行動をコミュニケーション行動等の知識と、美しい海の光景とあわせて評価されており、推奨にふさわしい作品だと感じました。当初、該当項目の人を慈しみというところが、どこに該当するのかなということが非常に見ていて疑問に思っておりましたが、私のもやもやしている部分を高島委員に今おっしゃっていただきて、やはり人との関わり方、クジラの行動で良かれと思っているけれども、相手は望んでいない。そういういたものも、映画を見ながら、思慮を深めるということも非常に大事だなと思いますので、該当項目も含めて、事務局案で賛成いたします。

○会長 C 委員、お願いします。

○C 委員 私も推奨に賛成でございます。大変長期にわたっての記録映像で、また、海中での人間とクジラとの交流という大変貴重な映像ではないかと思いますし、大変素晴らしい内容の映画ございました。是非、子供たちに見てほしいです。対象区分、推奨基準ともに、事務局案に賛成でございます。以上です。

○会長 佐久間委員、お願いします。

○佐久間委員 私も皆様と同意見ですけれども、推奨に賛成でお願いいたします。それぞれの理由、妥当だと思いますが、特に、美しいものをとおして、感性を豊かにする、感性を磨くというところ、これは4号ですか、こちらについては、この映像は本当に素晴らしいと思いました。映画によくあるフィクションの中で体験するよりも、やはりこのようにドキュメンタリー、ノンフィクションで訴えるものの力は大きいなと思いました。以上です。項目等もこの通りで、事務局案でお願いいたします。

○会長 E 委員、お願いします。

○E 委員 私も推奨に賛成です。クジラが縦になって寝るというのは全く知ら

ず、あの映像を見た瞬間から圧倒されっぱなしでした。先程、高島委員が御指摘になられたように、パトリックがクジラたちを助けたいという思いからですが、装置をつけようとして、それが信頼関係を損なってしまうというくだりでは、相手に対して自分が思っていることをなかなか伝えられない、どのように伝えたらいいのかということを考えさせることにも繋がります。また、全体を通して、この地球上には人間だけではない生物がたくさん生きていることを、さまざまと理解できるのではないかと思います。さらに、その水圧の関係等でパトリックが一緒にいられるのは本当にごくわずかといった、様々な側面から、クジラという、今地球上で一番大きな生き物としての存在についてまだ分からぬことがたくさんある、といったことを考えさせられる映画だと思っております。それから、今回は捕鯨についてもワンシーンとして出てきます。決して反捕鯨を訴える映画では全くないのですけれども、日本は捕鯨に関しては世界の中でも独自の立場になります。ただ、その日本の立場ではない多くの国があるということを、これから先、捕鯨の問題が出てきた時にも、他の国の人たちはどういう目でクジラを見ているのかということを理解することにも、若干遠い関係性ではありますけれども、遠巻きながらも繋がってくれるかなという気もいたしました。推奨区分、事務局案に賛成です。以上です。

○会長 藤木委員、お願いします。

○藤木委員 私も推奨にふさわしい作品だと思います。理由については、皆さんがあなたがもう言った通りです。対象区分についても、事務局案でお願いいたします。以上です。

○会長 榎本委員、お願いします。

○榎本委員 私も推奨には賛成です。映画を見させていただいて、クジラの生態、中でもやはり絆の強さですね。これは非常に自然界の奥深さを感じました。さらに、クジラ愛、クジラへの愛があの大きなクジラに伝わっているというところも非常に感動した作品でございました。70分という時間ですけど

も、非常に短く感じさせるような素晴らしいものだと思っております。対象区分、該当項目については、事務局案の通りで結構です。以上です。

○会長 D 委員、お願いします。

○D 委員 人間に寄り添ってくるクジラを見て、人間がクジラの生態を知りたいと思っているのと同じく、クジラも自分たちの様子をもっと知ってもらおうとしているかのように感じました。貴重な映画であり、青少年にとっても海の中の自然を観察すること、そして、そこに生きる生物の生態を知り、自然と共存することを学ぶという価値がある良い映画だと思います。対象区分、推奨理由は事務局と同じです。以上です。

○会長 G 委員、お願いします。

○G 委員 私も推奨に値する作品だと思いました。まず、映像の美しさに圧倒されました。中でも、ドローレス、それからキャンオープナーの2頭のメスクジラとの交流というのが出色的のシーンだと思います。キャンオープナーの下顎にカメラを装着しようとして失敗する場面があるのですけれども、ここでパトリックが「彼女には受け入れられない感情が伝わってしまった」という台詞を発します。この台詞はなかなかに秀逸だなと思いました。クジラとのコミュニケーションの難しさ、それから微妙さで、もちろんクジラの賢さというものが、このシーンによって非常によく理解できる。それから、それがあるだけに、その後、キャンオープナーと再会して、子クジラのホープを45分間、委ねられる、任せられるというシーンが一層心温まるものになっていると思いました。パトリックの「僕はベビーシッターになった」というつぶやきは、見る者の心を非常に和ませます。ただ、何故20年もの長きに渡って、パトリックたちがこのような活動を続けられるのかという、言わば背景、バックボーン、それからそもそもこのパトリックが弁護士という職を持ちながら、こういう活動に邁進していくのか、何故なのか、というようなそのあたりの疑問点というのが解き明かされたら、尚良かったなど、これは青少年諸君も恐らく同じよう

な疑問を持つのではないかなどそういう気がしましたけれども、この作品の価値を減ずるものではもちろんないので、推奨に値すると思いました。対象区分、それから該当項目は事務局の案で結構かと思います。

○会長 馬神委員、お願ひします。

○馬神委員 推奨に賛成です。壮大な海でクジラが悠々と泳ぐ姿、またパトリックの視点で海の中にいるかのような映像は、自然の美しさに対する感性を育てるものになるかなと思いました。また、クジラと人々との関わり、クジラの絆の強さを丁寧に描いておりまして、知識や教養を深めるとともに思考力や批判力を養うものと考えます。また、他の皆様からも出ていましたけれども、パトリックがクジラに発信機を取り付けるのを躊躇してしまうところ、母となつたクジラの気分を損ねてしまったと悩むような姿というのが、生きとし生けるものと言いますか、こうしたものですとか家族を慈しみ、大切にする心を育てるものに繋がるかなと思いました。対象区分、該当項目とも事務局案で良いかと思います。以上です。

○会長 会長代理、お願ひします。

○会長代理 推奨でお願いいたします。区分も事務局案通りでよろしいかと思います。これだけのドキュメンタリーをよく撮影できたなということが感想です。圧倒的な映像及び、パトリックとクジラとの交流、正にこれは人ととの交流を思わせるような描き方だったと思います。欧米では、クジラについては非常に高度な思考力を持ったものという捉え方があると思いますが、パトリックもそういった考え方で接しているのだろうと思います。生命の大切さ、ということを考えさせる映画だと思います。私も捕鯨のことが少し気になりました、見ていて、昔の捕鯨のこと等もあって、日本の場合、反捕鯨ということが批判されていて、その辺のところも考えたのですが、私もE委員の考え方賛成で、やはり、日本と少し違う考え方であっても、日本の伝統的な考え方と言いますか、捕鯨の考え方と違うものだと思うのですけれども、諸外国の人た

ち、海外の人たちがどのようにクジラについて考えているのか、そういったことを知る良い機会でもあったかなと思います。基本的には映像美と生命の大切さ、そういう点で推奨したいと思います。

○会長 皆様、ありがとうございました。私も、やはり推奨の基準に該当すると思いまして、これは推奨すべきであるというように考えたところでござります。

本日は、委員の皆様全員が推奨という御意見でございました。また、推奨基準と対象区分につきましても、事務局案どおりと皆様全員の御賛成をいただきましたので、今回そのように答申してよろしいでしょうか。

それではそのように答申をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして事務局から連絡・説明事項等ございますか。

○若年支援事業課長 前回の審議会におきまして、御質問のありました件につきまして御回答させていただきます。2点ございまして、「付箋の貼る位置について」と「全編大部分」についてです。

まず、「付箋の貼る位置について」でございますが、こちらは経緯としましては、過去に、平成23年ですが、自主規制団体との打合せ会におきまして、どこを見ればいいか目安として付箋をつけてほしいと御意見・御要望があったため、該当箇所に付箋を貼ることとなりました。どういった場面に貼るかと申しますと、性交または性交類似行為の場面、性器の描写がある等の性的描写が含まれるページに、性器の修整の程度、描写の激しさに関わりなく、目安として機械的に貼ってございますので、委員の皆様が御審査いただく際の参考にしていただき、御判断いただければと存じます。

2点目、「全編大部分」につきまして、「全編大部分」は、「部分指定」と対になる表現として使用しております。指定基準に該当するものとして審査する対象が、当該図書類一冊、全編を通じてという意味になります。「部分指

定」は、明確に該当の箇所を特定する場合や、雑誌付録のDVDのみを対象とする場合等に使用しています。部分指定の場合以外は、全て、「全編大部分」としています。「全編大部分」の場合は、指定基準に該当するものとして審査する対象が、当該図書類一冊、全編を通じて読んで判断していただくという意味の表現として使用させていただいております。

○会長 皆様方の中に何か追加の御質問とか御意見とか、議論する場でもありますので、どうぞ何かありましたら、今2点説明がございました。よろしいですか。では、続いてお願ひします。

○若年支援事業課長 次に、都民の申出につきましてですが、5月、6月及び7月はございませんでした。

また、次回審議会に諮問予定の映画はございません。

事務局からは以上でございます。

○会長 ありがとうございました。何か追加でございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で調査・審議事項は終了となります。

傍聴人の方が再入室するため、調査・審議資料はしまっていただきますようお願い申し上げます。

(傍聴人再入室)

○会長 それでは議事を再開いたします。事務局から御説明をお願いいたします。

○若年支援事業課長 まず、本日の審議ですが、映画『パトリックとクジラ6000日の絆』につきまして諮問を行い、推奨することが適当であるという答申になりました。

また、本日、審議会に報告した都民の申出はございません。

推奨映画のプレス発表は、令和7年8月7日（木曜日）、公告予定日は令和7年8月13日（水曜日）となります。

最後に、次回の審議会について御案内いたします。令和7年9月8日（月曜日）の15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。

以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。お疲れ様でございました。

(午後4時15分閉会)